

令和2年4月13日

和泉市長 辻 宏康 様

和泉市個人情報保護審査会

会 長 森口 佳樹

和泉市民生委員・児童委員に対する個人情報の提供について（答申）

令和2年3月16日付け諮問第2号で諮問のありましたみだしの件について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 審査会の結論

和泉市個人情報保護条例（以下「保護条例」という。）第9条第1項第6号の規定に基づく本件諮問は、「3 審査会の判断」の附帯意見を付して、承認するものとする。

### 2 実施機関の諮問の概要

#### （1）個人情報の利用及び提供について

地域住民から選出される和泉市民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、地域住民が自立した日常生活を営むことができるよう訪問活動や高齢者等の見守り活動等必要な支援を行っている。

しかし、近年における地域の人間関係の希薄化により、潜在的要支援者等の住民情報を取得することが困難になり、民生委員の活動に支障が生じている。

このため、市では、円滑な民生委員の活動の支援を行う必要性から、次に掲げる事項を規定した和泉市民生委員児童委員協議会に対する個人情報提供要領（以下「要領」という。）を策定することで、次に掲げる市民の個人情報の適正な取扱いのルールを定め、個人の権利利益の保護を図ろうとするものである。

- ①高齢者見守り活動に関する協定書（以下「協定書」という。）の締結
- ②目的達成のために必要な最小限の個人情報の取扱い
- ③個人情報の提供方法
- ④個人情報の利用及び提供の制限
- ⑤民生委員の遵守事項
- ⑥市長による利用状況及び管理状況等の調査
- ⑦個人情報の利用の中止

要領によれば、和泉市（以下「市」という。）と和泉市民生委員児童委員協議会（以下「民

児協」という。)により協定書を締結することで、市及び民児協の協力体制を構築し、地域の高齢者の生活状態を把握し、見守りの必要な住民への支援活動について、民児協から民生委員に指導するものである。

取扱いされる個人情報、75歳以上の住民の情報のうち住所、氏名、生年月日、年齢、性別等民生委員が高齢者見守り活動に必要な最小限の情報を取り扱うこととしている。

また、個人情報の提供の際は、まずは民児協が民生委員を代表して市長に個人情報の提供に係る申出を個人情報外部提供申出書(要領様式第2号)により行うことで、市長から民児協を構成する各地区委員長に個人情報が紙媒体により提供されることとなる。さらに各地区委員長から地区委員の民生委員に手渡しする際に各民生委員は個人情報受領書兼誓約書(要領様式第4号)に住所、氏名、押印を行い、次に掲げる内容を誓約する運用としている。

- ①個人情報は、民生委員としての職務以外に利用し、又は第三者に提供は行わない。
- ②個人情報により知り得た秘密は他者に漏らさない。
- ③細心の注意を持って個人情報を取り扱う。
- ④個人情報の漏えい、紛失、破損等の事故が発生した場合は、直ちに市に報告し、指示に従う。
- ⑤個人情報を複写し、又は複製は行わない。

これにより、地区ごとに取りまとめられた当該様式第4号を各地区委員長から市長に提出されることで、個人情報の管理及び利用に配慮するものである。

## (2) 個人情報保護措置について

個人情報保護の観点から、情報の利用又は提供については次の保護措置を行う。

### ①個人情報の提供時

- ア 民生委員に提供される個人情報は、高齢者見守り活動に必要な最小限の情報とする。
- イ 市から民児協を構成する各地区委員長に個人情報を提供する際は、民児協の地区委員長会議の際に、紙媒体の情報を直接手渡しにより提供する。
- ウ 各地区委員長は、個人情報を持ち帰り後、民生委員に手渡すまでは、鍵のかかる引き出し等で厳重に管理することとし、速やかに各民生委員に直接手渡す。
- エ 民生委員は、個人情報を受け取ろうとするときは、個人情報受領書兼誓約書に住所、氏名、押印を行い、個人情報の適正な管理及び利用を誓約する。また、各地区委員長から民生委員に対し、個人情報の取扱いについての研修を実施する。
- オ 民生委員は、個人情報を受け取ったときは、鍵のかかる引き出し等で厳重に管理する。

### ②個人情報の更新に伴う回収時

- ア 市が個人情報を回収するときは、各地区委員長を通じ、民生委員から回収する。
- イ 各地区委員長は、民生委員から個人情報を回収し、市に手渡すまでは、鍵のかかる引き出し等で厳重に管理する。

ウ 市は、回収した個人情報に鍵のかかるロッカー等で厳重に保管し、シュレッダー又は焼却により処分する。

### (3) 諮問の必要性について

以上のとおり、市及び民児協が要領に基づく協定書を締結した上で、民生委員に個人情報を提供することが、個人情報取扱事務の目的以外に、個人情報を利用し、当該実施機関以外のものに提供することに該当することから、実施機関は、保護条例第9条第1項第6号の規定に基づき、当審査会に諮問した。

## 3 審査会の判断

保護条例第9条第1項は、実施機関が適正に収集した個人情報であっても、当初の目的以外での利用や外部への提供を行うことは、個人の尊厳の確保と市民の基本的人権の擁護に反するおそれがあるため、個人情報の利用又は提供に一定の制限を定めたものである。ただし、本人同意があるとき又は法令等に定めがあるとき等は、本人以外からの個人情報の収集、目的以外での利用や外部への提供を認めているほか、審査会が公益上特に必要であると認めた場合にも本人以外からの個人情報の収集、目的以外での利用や外部への提供を認めている。

近年の地域の人間関係の希薄化により、社会から孤立する住民が増加する傾向にある中、自らの抱える問題を相談できずに長期化・深刻化することが社会問題となっている。こういった問題に対応し、社会福祉の増進を図るためには、民生委員法（昭和23年法律第198号）第14条第1項の民生委員の職務の遂行は不可欠である。このことから、市から民児協を通じ、民生委員に地域住民の個人情報を提供する本協定を締結することは、一定の公益性があると認められる。

ただし、市から提供する個人情報は生年月日等を除く必要最小限のものとし、提供を拒否する人からの要望を受け付ける制度を設けるほか、民生委員が個人情報の受領時に誓約する要領様式第4号については、地区の民生委員全員の住所、氏名、押印を行う様式とするのではなく、民生委員1人につき1枚の受領書兼誓約書とする制度構築を行うこととすべきである。

また、定期的に個人情報の管理及び利用に関する研修を行うことを求めるものである。

### (参考) 審査会の処理経過

日 付	内 容
令和2年3月9日	諮問書の受理
令和2年3月16日	審査会招集 ・福祉総務課からの説明 ・質疑応答 ・審議
令和2年4月13日	実施機関への答申